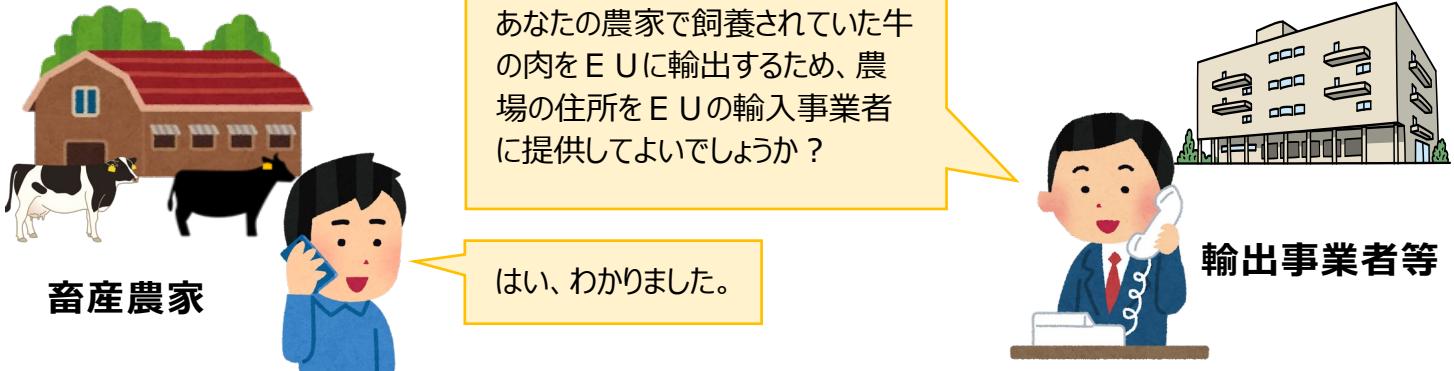


畜産農家のみなさまへのお願い

- EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉については、
**出生からと畜されるまでの飼養地（家畜市場やEU等向け認定と畜場合
む）情報等の提出が必要となりました。**

輸出事業者等から、**農場の住所、EU等使用禁止薬剤不使用申告書や
飼料等給与履歴証明書等に記載の飼養地情報（住所番地等）を輸出
手続きのために利用することへの同意を求められる場合がありますので、ご協
力をお願いいたします。**



概要

- 2023年6月29日、EUにおいて、農業が引き起こしている世界的な森林減少の防止を目的とした規則（Regulation on Deforestation Free Products (EUDR)）が発効。
 - EU域内で対象品目（牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材の7品目とその派生製品である**牛肉**やチョコレート等）を流通させるには、**当該製品が2020年12月31日以降に森林減少されていない土地で生産されたことを輸入事業者が証明する必要**。
- ⇒ 日本からEUに牛肉を輸出する際に、日本の輸出事業者はEUの輸入事業者に対し、
牛肉の生産地情報（出生からと畜までのすべての飼養地の住所番地等）を提供する必要。
- ※ 2023年6月29日（規則発効日）以降に生まれた牛の肉かつ2026年12月30日以降にEU域内に輸入される牛肉が適用

（参考）住所情報の提供に係る運用例

- 牛の飼養農家等は農林水産省ウェブページ（QRコード）に掲載されている飼養地情報提供に係る同意書様式を活用し、必要事項を記入後、牛の転出又は出荷先に提出。
- 最終出荷農家やEU等向け認定と畜場は、出生後に経由した飼養地における同意書を束ねて、輸出事業者へ提供。

